

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年2月18日

## 検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

|   |   |
|---|---|
| <b>対象プロジェクト名</b>  |   |
| 「北海道広尾町有林における森林吸収プロジェクト」<br>～サンタの森づくりプロジェクト～              |   |
| <b>GHG 検証機関</b>   |   |
| 当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを<br>宣誓します。 |   |
| 機関名   | 一般社団法人 日本能率協会                                 |
| 担当部署名   | 地球温暖化対策センター                                   |
| 責任者名  | 松本 素之   |
| 責任者 E-mail  | Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp                  |
| 責任者電話番号   | 03-3434-1245                                  |
| 審査員名 <sup>1</sup>   | 審査担当者: 井上 裕之<br>テクニカルレビュー: 松本 素之              |
| 機関要件への合致  | JISQ 14064-2 の認定機関<br>約款および登録申請書を提出し、承認を受けている |
| <b>検証結果</b>   |   |
| 適用妥当性確認・検証ガイドライン  | 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2                        |
| 事業者との契約日  | 2013年1月18日                                    |
| モニタリング報告書<br>受領日 <sup>2</sup>                             | 2013年2月1日                                     |
| 検証報告書発行日  | 2013年2月18日                                    |
| 現地審査  | 期間 2013年2月14日                                 |

|         |       |   |      |      |      |      |
|---------|-------|---|------|------|------|------|
|         |       | <p>審査内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) プロジェクト進捗状況の確認(風雪害や獣害などの有無の確認を含む)</li> <li>2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘</li> <li>3) QA/QC体制の運用状況の確認</li> <li>4) 現況森林の確認</li> <li>5) モニタリング調査結果の確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地位の決定(モニタリングプロットの設置状況、モニタリングプロットの緯度経度、平均樹高算定対象木の胸高直径・樹高、プロット辺長等の確認)</li> <li>➢ 間伐状況(下層植生、林照等の確認を含む)</li> </ul> </li> <li>6) 現地審査結果の報告</li> </ol> |      |      |      |      |
| 排出削減・   | 年度    | 2008  | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| 吸収量     | t-CO2 | -   | -    | 121  | 775  | 613  |
| 検証結果の要約 |       | <p>一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター(以下、当協会という。)は、プロジェクト事業者である広尾町の「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」(以下、報告書という。)に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった(モニタリング期間:2011年2月1日～2013年1月31日)。</p> <p>その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.2)、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.1)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.2)、妥当性確認・検証ガイドライン(Ver.2.2)に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満(0%)となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。</p>           |      |      |      |      |

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

ii 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること(この日を以て当該検証の開始日とみなす)。